

## 4 . 社会保険分野

社会保険（１）	社会保険労務関係の各種手続の一元化・電子化の早急な推進		
規制の現状	<p>社会保険労務の諸法（旧厚生省関係の厚生年金・健康保険・児童手当等、旧労働省関係の雇用保険・労災保険）では、原則、各種手続を事業所単位に、個別に社会保険事務所、公共職業安定所、労働基準監督署に対して行わねばならないが、その内容にはかなりの重複がある。</p> <p>また、手続の電子化については、平成 13 年 7 月に「厚生労働省申請・届出等手続の電子化推進アクション・プラン」が公表されたが、資格確認の必要な各種支給申請手続等の電子化は盛り込まれておらず、企業・健保組合内部の業務の I T 化を推進する上で阻害要因となっている。</p>		
要望内容 と要望理由	<p>（要望）</p> <p>社会保険労務関係の手続を、本社でオンラインによって一括処理できるように、早急に所要の措置を構ずるべきである（例えば、原案を公表し、パブリックコメントを実施する等）。</p> <p>（理由）</p> <p>I T を活用し、手続を一元化することによって、企業負担の軽減、行政運営の効率化が図られるとともに、適用漏れを防止する効果もある。</p> <p>手続のオンライン化については、厚生労働省が平成 13 年 7 月に公表した個別手続のオンライン化実施計画により、多くの手続が平成 15 年までに電子化される予定であるが、例えば、健康保険の各種支給申請手続（例：療養費支給、入院時食事療養費、移送費、傷病手当金、延長傷病手当金、出産手当金、出産育児一時金、埋葬料、高額療養費及び合算高額療養費、特定療養費等）についても、資格確認を行ったものについて健保組合が認証を与えるなど、ペーパーレスによる処理が可能となるよう、早急に検討すべきである。</p>		
規制の根拠となる 関係法令等			
所 管 官 庁	厚生労働省・社会保険庁	担当課等	

社会保険（２）	同一健保組合内の適用事業所間の異動に係る資格得喪手続の廃止【新規】		
規制の現状	<p>現在、同一健保組合内であっても、適用事業所間で従業員の異動があった場合には、資格得喪手続を行わなければならない。</p>		
要望内容 と要望理由	<p>（要望） 事業所番号等を廃止し、同一健保組合内における適用事業所間の従業員の異動については、資格得喪手続を不要とすべきである。</p> <p>（理由） 企業は国際競争への生き残りをかけて組織再編を進めており、事業所を単位とする社会保険制度は経済実態にそぐわなくなりつつある。企業の機動的な組織改革を阻害しないよう、同一健保組合内の適用事業所間での異動については、資格得喪手続を不要とすべきである。</p>		
規制の根拠となる 関係法令等	健康保険法施行規則第 10 条の 2、 3		
所 管 官 庁	厚生労働省	担当課等	保険局保険課

社会保険（３）	健康保険法に関する認可事項の届出事項への緩和		
規制の現状	<p>健康保険法では、健康保険組合が保有する保養所等の土地・建物等の財産処分を行う場合や、設立事業所の編入・統合等を行う場合には、厚生労働大臣の認可が必要とされている。</p>		
要望内容 と要望理由	<p>（要望） 保養所等の土地・建物の財産処分を行う場合、及び子会社等の設立事業所の編入・統合を行う場合は、届出制とすべきである。</p> <p>（理由） 企業は国際競争力を維持するため、機動的な組織再編を行っており、それに伴って健保組合の設立事業所の編入・統合が必要となる。とりわけ、同一健保組合内における会社設立については、認可の前提となる登記簿等の準備の都合上、設立後に認可申請せざるを得ず、被保険者への被保険者証交付の遅れなどの不都合が生じている。健保組合の認可手続の負担が、企業の柔軟な組織再編の妨げとならないよう求めたい。</p> <p>また、健保財政の健全化を図り、被保険者の利益を守るためには、保養所等の財産の迅速な処理を可能にすることが求められる。</p>		
規制の根拠となる 関係法令等	<p>健康保険法第 36 条 健康保険法施行令第 56 条、57 条 健康保険法施行規則第 25 ノ 2</p>		
所 管 官 庁	厚生労働省	担当課等	保険局保険課

社会保険（４）	介護保険の適用除外届への自署あるいは記名捺印の省略		
規制の現状	40歳以上の第2号被保険者で海外に在住する者は、介護保険の適用除外となるため、出国あるいは帰国時速やかに適用除外該当非該当届を提出する必要があるが、自署あるいは記名捺印が義務付けられている。		
要望内容 と要望理由	<p>（要望） 介護保険適用等除外該当非該当届への自署あるいは記名捺印を不要とし、事業主印のみとすべきである。</p> <p>（理由） 海外赴任・帰国にあたっては、本人が多忙であることに加え、前後に休暇制度があるため、本人の自署あるいは捺印を取得するには時間とコストがかかる。社命により赴任あるいは帰国する社員の場合、事業主において把握可能であり、自署あるいは記名捺印は不要である。</p>		
規制の根拠となる 関係法令等	健康保険法施行規則第17条の2		
所 管 官 庁	厚生労働省	担当課等	社会保険庁運営部 医療保険課

社会保険（５）	児童手当受給資格者に対する年金加入証明書の提出回数の削減【新規】		
規制の現状	<p>児童手当受給資格者は、年１回被用者である旨を市区町村へ報告する為、事業主が従業員の年金加入に関する「年金加入証明書」を発行し、これを添付する必要がある。</p>		
要望内容 と要望理由	<p>（要望） 「年金加入証明書」の発行は、初回の申請時のみとする。 年１回の現況確認時や転勤時については、事業主による「年金加入証明書」の発行を不要とし、基礎年金番号をもとに社会保険庁と市区町村の間で確認する仕組みに変える。</p> <p>（理由） 「年金加入証明書」は認定時だけでなく、年１回の現況確認時にも事業主の証明が必要であり、会社が発行しているが、事務処理工数がかさんでいる。 そもそも、被保険者の年金加入状況については、社会保険事務所で確認可能であることから、事業主による証明書の発行は不要と考える。</p>		
規制の根拠となる 関係法令等	児童手当法第 26 条		
所 管 官 庁	厚生労働省	担当課等	雇用均等児童家庭局

社会保険（６）	月末退職者に係る老齢厚生年金の支給開始月の見直し【新規】		
規制の現状	<p>老齢厚生年金の開始は、資格喪失日の翌月となっている。  そのため月末退職者は翌日１日が喪失日となり、１日も勤務が無く無収入なのに退職の翌月は支給が無く、退職の翌々月から年金が支給される。</p> <p>例 昭和１７年４月６日生まれの人が平成１４年４月３０日退職  喪失日平成１４年５月１日 年金の支給は平成１４年６月から</p>		
要望内容 と要望理由	<p>（要望）  月末退職者については、退職日の属する月の翌月から年金の支給が開始されるようにする。</p> <p>（理由）  年金の支給開始月は資格喪失日の属する月の翌月となっているが、月末退職者（資格喪失日は翌月１日）だけが、同じ月の他の日に退職した者と比較すると、１か月分年金支給が遅れる状況となっており、老後の所得確保を図る上で問題があると考えます。</p>		
規制の根拠となる 関係法令等	厚生年金保険法第３６条第２項 厚生年金保険法施行令第６条の２		
所 管 官 庁	厚生労働省	担当課等	年金局

社会保険（ 7 ）	国民年金第 3 号被保険者の届出方法の一部見直し【新規】		
規制の現状	<p>2002 年 4 月より、第 3 号被保険者の届出は、健康保険の被扶養者の届出と一緒に、配偶者が勤務している事業主等または共済組合等が行なうことになった。</p> <p>このため、事業主が第 3 号被保険者の年金手帳を預かったり、住所変更届出を紙で提出するようになった。</p>		
要望内容 と要望理由	<p>（要望） 第 3 号被保険者の届出のうち、住所変更届及び氏名変更届については、事業主等を經由せずに、国民年金法第 12 条第 3 項に基づく住民基本台帳の届出があった際には届出があったとみなす。</p> <p>（理由） 第 3 号被保険者の住所変更及び氏名変更の届出については、2002 年 3 月末までと同様に事業主經由よりも、市区町村で行なう住民登録と一緒に行なった方が、遺漏なく行うことができる。</p>		
規制の根拠となる 関係法令等	国民年金法第 12 条		
所 管 官 庁	厚生労働省	担当課等	年金局